

G20大阪サミット＆国連気候変動ボン会議合同報告会

国連気候変動ボン会議の結果
2020年パリ協定実施に向けて

2019.7.12

FoE Japan
小野寺ゆうり



国連気候変動枠組条約・ボン補助機関会合(6/17-27)

- ・パリ協定・実施指針(ルールブック)
 - ・パリ協定における手法論(透明性枠組み)
 - ・国際市場メカニズム・非市場アプローチ(協定6条)*
 - ・国別貢献の共通時間枠
- ・損失と被害・国際メカニズムのレビューに関する委任条件(TOR)*
- ・IPCC 1.5°Cの地球温暖化に関する特別報告書*
- ・条約の下での長期世界目標(LTGG)の第二回レビュー *
- ・農業に関するコロニアビア共同作業（適応、土壤の2ワークショップ）
- ・その他の議題として、適応基金(理事適格性)、バンカー燃料、対応措置フォーラム、京都議定書関連の議題、政府間会合アレンジ、2020-2021プログラム予算など
- ・また同時に、技術専門家会議(緩和、適応)、(日本含む)多国間評価が開催された

* : 現場で(一部)フォローした議題



パリ協定ルールブックのカトウイツエからの宿題

- ・パリ協定における手法論(パリ協定13条透明性枠組み)
 - ・2020年までに結論の2年間で隔年報告(BTR)のフォーマットを決める交渉
 - ・NDCsの実施及び達成における進捗状況の追跡に必要な情報に関する共通箇条書きフォーマット(CTFs)
 - ・支援のための共通箇条書きフォーマット(CTFs)
 - ・国別排出目録(インベンドリー)の詳細
 - ・ボン交渉内で他の議題より最も多く時間の割り当てを受ける
 - ・途上国に認められた柔軟性の具体的な扱い、支援報告内容の詳細などで相違
- ・国別貢献(NDC)の共通時間枠
 - ・2031年以降適用される。いつまでに合意するか、国別任意で適用かなど意見の相違



国際市場メカニズム・非市場アプローチ(パリ協定6条)

- カトウイツェCOP24で合意できず、本年パリ協定会合(CMA2/COP25)で合意を目指す
 - 第6.2条 締約国間で設置される国際市場アプローチとその国際的に移動される緩和成果 (ITMOs)
 - 第6.4条 国連管理の国際市場メカニズム
 - 第6.8条 非市場アプローチ
- 第13条透明性枠組決定文書(18/CMA.1)パラ77(d) 相応調整(排出削減量の重複カウントを避ける措置)に適用する方法論が別議題で協議されているため当初紛糾、来年決定予定の同議題で第6条合意までその部分を議論しない旨に合意
- カトウイツェ会議第1週末の交渉文書ドラフトか第2週に出されたCOP24議長提案のどちらを今後の交渉のたたき台にするかで意見が分かれ、ボン会合終わりに交渉分科会共同議長が出した2文書の統合案とすることにほぼ合意して終わる
 - <https://unfccc.int/process-and-meetings/conferences/bonn-climate-change-conference-june-2019/sessions/sbsta-50#eq-7>



国際市場メカニズム・非市場アプローチ(パリ協定6条)

- 主要論点でグループおよび個別国間での意見の相違が再び表面化。COP25で合意できるかまだ不透明。COP25前の国別意見提出や方法論ワークショップ案などの準備作業は同志国グループ、アラブグループなどの反対により削除され、ボン会議の終わりの議論がそのまま次回会合のスタート地点となる
- 根本的な点での意見の開きは大きい
 - 6条2項および4項への相応調整の完全適用か否か
 - ブラジル主導の一部の国々は2020年前のCDMクレジットをパリ協定下の国際市場メカニズムで使えるよう求めている
 - これが認められれば、既存の国別貢献(NDC)の総計に上乗せてCDMクレジットだけで**最大40億トンの追加排出が可能となるため**、EU、小島嶼国連合(AOSIS)、日本など強く反対
 - 第6条2項国際的に移動される緩和成果 (ITMOs)自体の定義
 - 途上国の中の一部は国家主権と全ての国が第6条で恩恵を受けられるべきと主張、非炭素(CO2以外)の国別貢献の目標達成も緩和効果に含めるべきと主張
 - 先進国からの資金支援増額が見込めず、途上国の中でも第6条を国別貢献達成の資金手段と見る旨が広がっている
 - 第6条2項と4項のガバナンス
 - 世界の排出量の增加ゼロという原則 (OGME) の第6条2項と4項への適用
 - 適応基金へ収入の一部を移転する原則の適用とその率
 - 米国は国際民間航空機関(ICAO)で準備中の**国際民間航空のカーボン・オフセット制度(CORSIA)**との接続を主張。2030年各国目標がさらに弱められるため、小島嶼国連合、後発開発途上国グループなどが強く反対



IPCC 1.5°Cの地球温暖化に関する特別報告書

- ・カトウイツェ会議では米国、サウジアラビア、クウェート、カタールの反対によりこの特別報告への言及の表現が大幅に弱められ、各国提出済みの2030年目標の強化につながる決定を阻む
- ・ボン会合では本議題だけでなく、損失と被害国際メカニズム、科学研究及び組織観測など複数の議題で、同特別報告書やIPCC、科学的報告の扱いへの言及を削除する動きが広がる(米国、サウジアラビア・アラブグループ)
- ・この議題の扱いで会合開会直前紛糾し、この議題は今回ボン会合のみで議論中、報告書の内容へ踏み込まない旨に事前合意
- ・この議題をCOP25で取り上げ、各国2030年目標強化に繋げたい向き(EU、小島嶼国連合他)はサウジアラビアの強硬な反対で阻まれた
- ・ほぼIPCCへの感謝の表現のみの結論書に合意
- ・閉会の全体会合で、後発開発途上国グループ、小島嶼国連合、中南米グループ(AILAC)、イスなどが「科学は交渉じゃない」と相次いで失望を表明



損失と被害・国際メカニズムのレビューに関する委任条件(TOR)

(損失と被害とは？適応できない気候変動の影響の結果発生する損失と被害への国際対応)

- COP22決定に基づき、損失と被害・ワルシャワ国際メカニズム(WIM)の包括的レビューがCOP25で予定されている
- 2015年パリ会議で米国が第8条(損失と被害)に強く反対し、COP21決定文書でこれが賠償責任の根拠とならないとした(1/CP.21パラ51)
- 交渉時間を延長してTORに合意、目的やレビュー範囲、次回会合までの意見提出や次回会合で意見交換の場を設けるなどが含まれた
- 主な論点：
 - 科学的情報のインプット、とりわけIPCC及びIPCC1.5°C特別報告書への言及はアフリカグループなどが強く求めたが、国際科学機関からの情報で個別言及は削除
 - 日米EUなど先進国はその執行委員会のパフォーマンスのレビューに限定を図ったが、途上国が譲らずメカニズム全体の包括的見直しとなった
 - 同メカニズムのパリ協定への移行を押す米国は、レビュー範囲にパリ協定とその8条を含めるようを強く主張、途上国と次回会合で取り上げる旨合意した(ガバナンス問題)
 - ボン会合前に条約事務局が出した損失と被害の資金に関する技術ペーパーをインプットとして認めた。本番のレビューでは損失と被害の資金のあり方が大きな焦点となる



条約の下での長期世界目標(LTGG)の第二回定期レビューの範囲

- ・国連気候変動枠組条約はCOP16、17と決定文書でその目標を強化し、第一回レビュー(2013–2015)の結果、COP21でパリ協定第2条1項(a)とほぼ同じ表現の $2/1.5^{\circ}\text{C}$ 気温目標を採択した(世界長期目標LTGG)(10/CP.21)
- ・LTGG目標とそれへの進捗を評価する第二回レビューを2020–2022年に予定
- ・同志国連合に主導された途上国は2020年までの先進国の削減目標や資金目標達成に強い疑問を持ち、COP22以降隔年で閣僚級対話を持つことになっているが、通常対話にとどまる。本レビューは条約の下で規定された科学的な評価と決定を伴う本格評価
- ・レビュー結果として 1.5°C 目標の表現の強化、先進国が未達成の緩和、支援責任を2020年以降にどう反映させるかといった議論へつながる可能性がある
- ・これは条約の下で差異化された2020年までの(先進国)責任の包括的評価。EUはパリ協定第14条で2023年予定のグローバルストックテイクとの重複を理由に、このレビューを行わない提案を出し、米国、オーストラリア、カナダが追従。
- ・途上国は、パリ合意の再交渉はなし、条約下なので米国を含めた評価ともなり重複とならない、など一致して第二回レビュー実施を支持
- ・上記オプションを併記し、結論は次回会合へ持ち越し



多国間評価とその他のボン会合周辺でのNDC強化の動き

多国間評価

- 途上国行動の評価と並行して、2020年までの各国目標や責任の進捗を評価する（日本を含む）
19先進国の質疑応答形式の評価がボン会合中に開催された（政府代表のみ質問可）
<https://unfccc.int/MA#eq-2>（左記ビデオリンク有。日本は6/24,3-5:30pmのスロット）
- 日本は2020年目標（2005年比-3.8% 達成済み）への進捗、国内対策、二国間クレジット制度を説明した後、パリ協定第4条で求められ、G20直前に国連提出した低炭素長期戦略（パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略）を説明
- 小島嶼国連合のトリニダート・トバコからパリ協定の1.5°C目標（2050年実質炭素中立、脱石炭）と不整合を指摘される。米国からは石炭推進がパリ協定目標と整合しているかと質問
- 5/9に国連事務総長がAP通信の取材に答え2020年までに世界の石炭火力新設を禁止すべきと表明
- 9/23日に国連事務総長主催の気候行動サミットをニューヨークで開催、各国のパリ協定下での2030年目標(NDC)の強化が最大のテーマとなる
- 国連事務総長、フランス、中国の外務大臣が6/29共同声明を発表し、2020年内に仏中のNDC強化の意思を表明 https://www.unic.or.jp/news_press/info/33706/
- 2020年末までに各国目標(NDC)再提出が決定されており、パリ協定第4条では再提出で常に目標強化が求められている。COP25で議論となる可能性が大きい
- 日本の来年度中の2030年目標の強化、そのためのエネルギー믹스見直しが急務



Fridays For Future 広がる金曜・学生ストライキ運動の波

- ・ボン会合期間中の6/21金曜、近隣アーヘンでは4-8万人が参加した気候マーチ
- ・ボン会合会議場前で80名前後の若者や小学生がストライキ



 FoE Japan